

香川県条例第35号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給料) 第2条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）第9条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第11条の3の規定による手当を含む。）、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）を除いたものとする。	(給料) 第2条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）第9条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第11条の3の規定による手当を含む。）、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）を除いたものとする。
(災害派遣手当等) 第15条の2 略	(災害派遣手当等) 第15条の2 国、他の地方公共団体等から派遣された災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、災害派遣手当を支給する。
2～4 略	2 災害派遣手当の額は、1日につき6,620円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とする。 3 前2項に規定するもののほか、災害派遣手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 4 国、他の地方公共団体等から派遣された武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、武力攻撃災害等派遣手当を支給する。
5 国、他の地方公共団体等から派遣された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する職員で、住所又は居所を	

離れて県内に滞在することを要するものには、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給する。

6 前2項に規定するもののほか、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の額及び支給については、第2項及び第3項の規定の例による。

(技能職員の給与の種類及び基準)

第16条の3 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定の適用を受ける職員の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して知事が定める。

5 前項に規定するもののほか、武力攻撃災害等派遣手当の額及び支給については、第2項及び第3項の規定の例による。

(技能職員の給与の種類及び基準)

第16条の3 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定の適用を受ける職員の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成25年4月13日以後に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第43条の規定により国、他の地方公共団体等から派遣された職員について適用する。